平成２８年（フ）第１６４号
最後の住所　堺市西区浜寺諏訪森町西２丁170番地
破産者　被相続人亡大鳥運送店こと山尾三郎相続財産
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
岡山県津山市高尾403番地
破産者　有限会社マルミ内装
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第２９８号
盛岡市南仙北２丁目26番10号
破産者　岩興オート有限会社
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第８９９５号
東京都渋谷区渋谷２丁目２番４号
破産者　株式会社ニューウェーブ
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８８１号
東京都北区王子１丁目22番16号　王子スクエアービル２Ｆ
破産者　株式会社アストル
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８８２号
東京都西東京市田無町３丁目10―８―106
破産者　渡部　直彦
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４８号
横浜市中区本牧町１丁目58番地
破産者　株式会社上州屋
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８７７号
川崎市川崎区浅野町７番７号
破産者　大京整進株式会社
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０３７号
横浜市神奈川区神奈川２丁目19番７号
破産者　株式会社サンコーポレーション
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１号
福岡県久留米市田主丸町田主丸1042番地10
破産者　株式会社明輝運輸
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第４０５号
千葉県松戸市六実６丁目10番地の９　田村グリーンハイツ302号
破産者　大久保一元
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１０２７号
堺市北区中百舌鳥町２丁42ファイン中百舌鳥705
破産者　株式会社オー・ジー・プランニング
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５０号
兵庫県南あわじ市市円行寺517番地の20
破産者　株式会社ゆづるば建設
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第４号
神奈川県川崎市高津区下作延３丁目14―31グランドゥール・ルポン505号室、開始決定時の住所札幌市中央区南13条西９丁目１番３―702号
破産者　長野　正裕
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２４２号
北海道北広島市西の里東４丁目１番地５　さつみハイツ壱番館102号
破産者　阿部　光行
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８６号
堺市中区福田816番地１
破産者　崇建設こと　佐々木崇晴
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７７４号
堺市堺区出島町３丁10番９号　大晃マンション401号
破産者　十代水産こと　十代　　隆
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
兵庫県南あわじ市八木寺内39番地
破産者　北川　安志
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第２１９３号
横浜市港北区綱島東５丁目11番49号　ヴァンベール202
破産者　伊藤美也子
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部